

決議第1号

工藤政宏行橋市長辞職勧告決議

標記の件について、会議規則第13条の規定により、決議を提出する。

令和5年3月20日

提出者 市議会議員 田 中 建 一

提出者 市議会議員 徳 永 克 子

提出者 市議会議員 豊 瀬 尉

提出者 市議会議員 鳥井田 幸 生

提出者 市議会議員 藤 本 廣 美

提出者 市議会議員 澤 田 保 夫

提出者 市議会議員 井 上 倫太郎

提出者 市議会議員 田 中 次 子

提出者 市議会議員 小 堤 千 寿

提出者 市議会議員 西 田 憲 司

提出者 市議会議員 矢 野 潤 一

提出者 市議会議員 小 見 祐 治

行橋市議会議長 小 原 義 和 様

工藤政宏行橋市長辞職勧告決議

令和4年10月9日、日曜日に行橋市役所・総務課において、警察官の任意捜査協力依頼に基づき、工藤市長の開示指示により、令和元年・2年・3年度の市職員採用試験の受験生479名分のファイル等が任意提出された。この個人情報開示については令和4年12月定例市議会の一般質問で議員より「市職員採用試験に関する情報提供が捜査機関になされたのか」との質問に対して、工藤市長は「捜査に対して協力すべき時は手続きを踏んで提出する」と答弁し、その事実の有無については触れなかった。

真相解明の為、12月定例議会において百条調査特別委員会が設置され、今日まで調査が進められている。令和5年3月定例議会において百条調査特別委員会の中間報告がなされ、工藤市長の開示指示には、瑕疵があったと断定せざるをえない。情報提供目録の資料提出されない事には、正当な理由がない。市個人情報保護条例8条2項、「目的外利用又は外部提供したときは、これを記録しておかなければならない」となっており、記録が存在しないのは条例違反である。

以上の報告がなされ、地方自治法第100条3項及び市個人情報保護条例第32条に抵触する事が濃厚になったと言わざるをえない。工藤市長のもとでは、今後、行橋市民の個人情報がさらに侵害される恐れがある。

よって、工藤政宏市長は職を辞する事を勧告する。

以上の通り決議する。

令和5年3月20日

行 橋 市 議 会